



1998
OCTOBER

10



つわぶき荘で敬老会

9月12日(土)、特別養護老人ホーム「つわぶき荘」で敬老会が開催され、踊りや寸劇などで楽しいひとときを過ごしました。

ikata

PUBLIC RELATIONS No.437

おばあちゃん

までも元気で長生きを



もうすぐ100歳になる市川さん

9月15日は敬老の日。長年にわたり社会につくしてこられたおじいちゃん、おばあちゃんを敬愛し、長寿のお祝いをする日です。

今年もそれぞれの地区集会所で多彩な敬老行事が催され、お年寄りの皆さんに楽しい一日を過ごしてもらいました。

今年度の敬老会該当者(昭和9年4月1日以前生まれ)は1952人で、そのうち男性が796人、女性が1156人となっています。

9月15日現在、80歳以上の方は486人(昨年472人)、90歳以上の方は70人(昨年66人)おられます。

今年も長寿番付を作ってみました。年齢順で見ますと西方(女性)は角井ユキさんが町内の最高齢者で満101歳、市川シノさんが来年の2月で100歳になります。また、東方(男性)のトップは、波内芳太郎さんで96歳となっています。なお、次の方々に町からお祝い状と記念品を贈りました。

- 最高齢者 角井ユキ(湊浦)
- 満百歳 市川シノ(河内)
- 白寿者(数え年99歳) 阿部ヤスノ(川水田)

米寿者、金婚者、健康老人の方は次のとおりです。皆さん、いつまでも健やかに過ごしてください。

米寿

今年、数えて88歳(明治44年生まれ)。米寿を迎えられた35人(昨年34人)の皆さん、おめでとございます。

記念に県から木盃、町から赤座布団とお祝い状を贈りました。

- 波戸シズコ (大浜)
- 宮藤 種子 (大浜)
- 矢野 朝倉 (大浜)
- 濱口 萬作 (大浜)
- 兵頭トノエ (中之浜)
- 三浦太郎吉 (中之浜)
- 田中ユミコ (仁田之浜)
- 宮谷 子ヨ (仁田之浜)
- 藤堂九十太郎 (河内)

金婚式

昭和24年に結婚(婚姻届出)してから50年。今年、めでたく金婚式を迎えられた32組(昨年46組)のご夫婦の皆さん、おめでとございます。記念に町から、金盃とお祝い状を贈りました。

- 土井 政子 (河内)
- 山口 壽子 (湊浦)
- 林 ヤエコ (湊浦)
- 佐々木亀吉 (湊浦)
- 佐々木ナヲエ (湊浦)
- 小川文一郎 (湊浦)
- 池田 極 (湊浦)
- 吉川與三 (湊浦)
- 廣瀬ノブコ (湊浦)
- 二宮サカエ (湊浦)
- 山神 勇 (湊浦)
- 崎田ハツ子 (伊方越)
- 山口 初子 (亀浦)
- 井上 房子 (中浦)
- 松岡ミツル (川永田)
- 松田イツエ (川永田)
- 浅田 巖 (川永田)
- 中田イチノ (豊之浦)
- 高石 金藏 (豊之浦)
- 渡邊リサコ (豊之浦)
- 渡邊コナミ (奥)
- 菊池 房子 (畑)
- 高木 安永 (西)
- 小島トシエ (加周)
- 竹上キクエ (鳥津)
- 鳥津 静子 (鳥津)

- 木戸 惣太郎 (大浜)
- 黒田 市榮 (大浜)
- 明神 澄子 (大浜)
- 竹中 鶴雄 (中之浜)
- 堀口 源吉 (中之浜)
- 亀井 義雄 (仁田之浜)
- 安部 辨太郎 (河内)
- 木戸 正 (河内)
- 藤堂 宗藤 (河内)
- 渡邊 正光 (河内)
- 梶田 忠義 (湊浦)
- 佐々木 妙博 (湊浦)
- 明神 義弘 (湊浦)
- 坂本 文守 (小中浦)
- 崎野 唯男 (伊方越)
- 兵頭 正一 (伊方越)
- 田中 吉幸 (中浦)
- 松下 兼繁 (中浦)

長寿番付

(平成10年9月15日現在)

東 方 (男)				西 方 (女)		
住 所	氏 名	年 齢	番 付	住 所	氏 名	年 齢
中之浜	波内芳太郎	96	横 綱	湊 浦	角井 ユキ	101
加 周	岡西 秀敷	94	大 関	河 内	市川 シノ	99
鳥 津	篠崎 日光	94	関 脇	川永田	阿部ヤスノ	97
中之浜	舩田 宮市	94	小 結	川永田	中野ヨリエ	97
小中浦	大通富太郎	93	前頭筆頭	湊 浦	松澤スナオ	97
湊 浦	尾崎 吉憲	93	2枚目	大 浜	矢野ハツエ	97
二 見	成本 覺一	92	3枚目	二 見	平尾ヤスエ	96
中之浜	山口 馨	92	4枚目	畑	濱岡ナツエ	96
河 内	松田 愛蔵	92		二 見	上田ヲツヤ	96
川永田	菊池 家光	92	5枚目	奥	城岡サカエ	96
中 浦	増原 頼光	92	6枚目	豊之浦	井上トキコ	96
亀 浦	阿部 定員	92	7枚目	須 賀	脇田ミドリ	96
古屋敷	西村 増高	91	8枚目	中 浦	亀井イナヲ	95
大 浜	山下 庄松	91	9枚目	亀 浦	山本キクヲ	95
向	下向 吉敬	91	10枚目	仁田之浜	渡邊 リエ	95
畑	山口 信市	90	11枚目	古屋敷	祖母井タツミ	95
仁田之浜	二宮 能彦	90	12枚目	向	堀内モトヨ	95
川永田	吉川時太郎	90	13枚目	湊 浦	佐竹ミツギ	94
畑	山口伊勢男	90	14枚目	湊 浦	松本 朝香	94
鳥 津	鳥津 高吉	90	15枚目	須 賀	廣野キクエ	93
大 浜	矢野與平治	90	16枚目	鳥 津	鳥津マサヲ	93
久 保	廣野 鉄藏	90	17枚目			

おじいちゃん、いつ



町内の最高齢者の角井さん

- 篠澤 國照 (川永田)
- タケ子 (川永田)
- 庫一 (川永田)
- カメ子 (川永田)
- 隆光 (豊之浦)
- チズコ (豊之浦)
- 和則 (奥)
- ヒサ子 (向)
- 萬藏 (向)
- ウメ子 (畑)
- 盛儀 (畑)
- 愛子 (須賀)
- 道子 (須賀)

- 井上 鹿利 (田之浦)
- 百人美 (田之浦)
- 益男 (古屋敷)
- サチ子 (古屋敷)
- 多喜雄 (古屋敷)
- トミ (古屋敷)
- 亀雄 (鳥津)
- 悦子 (鳥津)
- 末尾 (大成)
- 千代子 (大成)
- 藤春 (大成)
- シズヲ (大成)
- 房雄 (大成)
- マツ子 (大成)

健康老人

町では毎年、町の国民健康保険加入者の中から、1年間(平成9年4月から平成10年3月まで)療養の給付を受けず、当該年度までの国民健康保険税を完納するなど、健康増進に積極的に協力している老人医療受給対象者の皆さんを健康老人として表彰しています。

今年(平成10年)は次の69人(昨年67人)の皆さんに表彰状と金一封を贈りました。これからも健康に気をつけて長生きしてください。

— 敬称略 —

【大 浜】安堂スミ子・奥野傳・泉三與

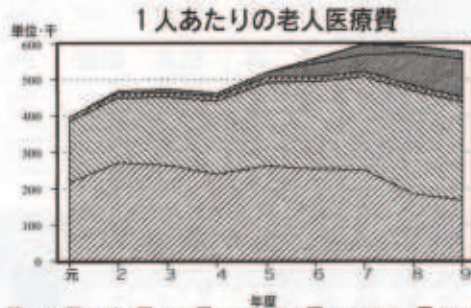
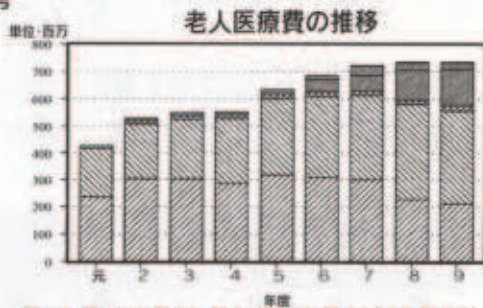
【中之浜】二宮廣海・辻朝鶴・兵頭熊一・中野長市・二宮セ

- 【仁田之浜】井村イサミ・渡辺文子
- 【河 内】上田多丸・安部新助
- 【湊 浦】佐々木亀吉・山本勇・藤堂敏盛・松田つや・梶谷光夫
- 【中 浦】松下兼繁
- 【川永田】菊池家光・菊池茂・梶谷サカエ・稲月三郎・竹嶋トキコ・西平壽衛・宮脇宮茂・畑中長満・西平マサミツ・市川功・松下ツユコ
- 【豊之浦】井上イワ子・岡崎重信・渡邊ミサコ・中田磯太・福島マサコ
- 【亀 浦】阿部定員・窪田俊子
- 【奥】森元寅吉・水上定義・池田傳義・大澤チエ子・渡邊博
- 【向】堀内モトヨ・中川三之丈・川内モトミ
- 【畑】得能フジエ・廣野房一・廣野ナツコ・廣野イチヨ・田村ナカエ・得能カズエ
- 【須 賀】岡村音代・門田幾光
- 【西】徳田アサノ・阪戸イトヨ
- 【二 見】岩井只介・道上キチエ・二宮政勝
- 【加 周】平井清久・勝川孝
- 【田之浦】山下春義・渡邊馬治・井上鹿利・山岡アツミ
- 【古屋敷】細川照美・西村ユサヲ・高橋壽美子
- 【鳥 津】鳥津トク・道元豊
- 【大 成】高岳久之丈

老人保健の給付と制度

<p>老人医療受給資格手続き</p>	<ul style="list-style-type: none"> 70歳に該当するに至った日の属する月の翌月(ただし、誕生日が月の初日であるときは、誕生月)から、本人の届出により、老人医療受給資格者となります。 (◎誕生日が9月2日の場合は、10月1日より有資格者) 65歳以上で、老人保健法に定める程度の障害の状態にあるものは、老人医療受給対象者となり、本人からの申請手続きに基づき、申請日の翌月(ただし、認定が月の初日ならその月)から、老人医療受給資格者となります。 																																
<p>療養の給付 (平成9年度：7億3749万6千円)</p> <p>※1人あたりの医療費</p> <table border="1"> <tr><td>伊方町</td><td>577,520円</td></tr> <tr><td>県平均</td><td>804,586円</td></tr> <tr><td>郡平均</td><td>662,175円</td></tr> </table>	伊方町	577,520円	県平均	804,586円	郡平均	662,175円	入 院	入 院 外																									
	伊方町	577,520円																															
	県平均	804,586円																															
郡平均	662,175円																																
<p>一日あたり自己負担額</p> <table border="1"> <tr><th colspan="2">入院費</th></tr> <tr><td>一般加入者</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者(申請により)</td><td>500円</td></tr> <tr><th colspan="2">食事療養費</th></tr> <tr><td>一般加入者</td><td>760円</td></tr> <tr><td>住民税非課税世帯(90日まで)</td><td>650円</td></tr> <tr><td>住民税非課税世帯(過去1年間の入院日数91日以上)</td><td>500円</td></tr> <tr><td>住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者</td><td>300円</td></tr> </table> <p>申請により</p>	入院費		一般加入者	1,100円	住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者(申請により)	500円	食事療養費		一般加入者	760円	住民税非課税世帯(90日まで)	650円	住民税非課税世帯(過去1年間の入院日数91日以上)	500円	住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者	300円	<p>1日につき.....500円 同じ医療機関において 1か月4回まで負担します。(最高2,000円)</p> <p style="text-align: center;">薬剤費一部負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> 内服薬(1日分) <table border="1"> <tr><td>1種類</td><td>0円</td></tr> <tr><td>2~3種類</td><td>30円</td></tr> <tr><td>4~5種類</td><td>60円</td></tr> <tr><td>6種類以上</td><td>100円</td></tr> </table> 外用薬(1調剤分) <table border="1"> <tr><td>1種類</td><td>50円</td></tr> <tr><td>2種類</td><td>100円</td></tr> <tr><td>3種類以上</td><td>150円</td></tr> </table> 頓服薬(1調剤分) <table border="1"> <tr><td>1種類</td><td>10円</td></tr> </table> 住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者(申請により) 0円 	1種類	0円	2~3種類	30円	4~5種類	60円	6種類以上	100円	1種類	50円	2種類	100円	3種類以上	150円	1種類	10円
入院費																																	
一般加入者	1,100円																																
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者(申請により)	500円																																
食事療養費																																	
一般加入者	760円																																
住民税非課税世帯(90日まで)	650円																																
住民税非課税世帯(過去1年間の入院日数91日以上)	500円																																
住民税非課税世帯等で老齢福祉年金受給者	300円																																
1種類	0円																																
2~3種類	30円																																
4~5種類	60円																																
6種類以上	100円																																
1種類	50円																																
2種類	100円																																
3種類以上	150円																																
1種類	10円																																

※参考



年度	1人あたりの老人医療費
元	395,671円
2	469,900
3	474,691
4	463,743
5	521,172
6	556,846
7	599,775
8	593,748
9	577,520

テレビ放映のお知らせ

○10月24日(土) 11:00~11:30

テレビ愛媛

愛媛のふるさとづくりテレビ広報事業にて、きなはいや伊方まつり、レッドウィングパーク等、伊方町のふるさとづくりへの取組みが紹介されます。ぜひ、ご覧ください。

「時は今、継続雇用の65歳」

高齢者に働く場を!

10月は「高齢者雇用促進月間」

八幡浜公共職業安定所

我が国の高齢社会を活力あるものとしていくためには、高齢者が社会に参加し、生きがいのある職場を確保することが極めて大切であり、一層皆さんのご理解をお願いいたします。

とりわけ、事業主の方々におかれましては、

- 60歳定年を基盤とする65歳までの継続雇用の推進
- 高齢者の多様な形態による雇用・就業機会の確保
- 高齢期における雇用・就業の支援につきよろしく願います。

また、高齢者を安定所の紹介により採用された場合には、各種助成金が適用されます。

詳細は八幡浜公共職業安定所(☎22-4033)までご相談ください。

40歳からの健康づくりが

元気で豊かな老後を

10月10日から16日は、「40歳からの健康週間」です。働き盛りの40歳は人生80年の折り返し点。健康の曲がり角でもあります。40歳を境に、長年の生活習慣が病気となって現れたり、過労死や突然死などの事故に遭ったりする人が多くなっています。

40歳からの健康づくりでは、生活習慣病などの病気を予防すること、それと同時に、人生80年を健康で豊かに生きるために、体力・健康を維持していくことが目標となります。

そのためには、「栄養のバランスがとれた食事をする」「適度な運動をする」「心身を休ませる」という3つの観点から、生活を改善していく必要があります。

この3つのなかで、運動不足の人にとって、一番おっくうに感じられるのは、適度な運動を取り入れることでしよう。しかし、身体の機能をさびつかせないためにも、適度に運動を行うことが欠かせません。

体力に自信がない、運動する時間がないという人は、ウォーキングから始めてみてはいかがでしょうか。

●ウォーキングの正しい姿勢●



*ウォーキング前後にはストレッチを



訂正

7月号で掲載した「児童手当等の支給について」の中で、一部誤りがありましたので、次のように訂正させていただきます。

【児童扶養手当】

- 手当の額
 - 児童2人の場合 月額(誤) 47,390円
→(正) 47,130円
 - 3人の場合 月額(誤) 50,390円
→(正) 50,130円

【母子家庭医療公費負担事業】

- 対象者
 - ・母子家庭の母、20歳未満の児童。
 - ・準母子家庭(祖母と孫(20歳未満)、姉と弟妹(20歳未満))。
 - ・父母のない児童(20歳未満)。
- 上記の認定者で引き続き次の要件にあたる場合も認定の対象となります。
- ・20歳以上の子で、大学等(高等専門学校、大学院を含む。ただし、専修学校、各種学校は対象外)に就学中の者。
- ・20歳以上の子で、障害者手帳(1級、2級)を持っている者。
- ・20歳以上の子で、重度または中度の精神薄弱者と判定された者。

ねんきんコーナー

忘れていませんか! 保険料納付

— 忘れずに期限内に納めましょう! —

国民年金は世代と世代の助け合いの制度です

国民年金制度は、国民みんなが加入して、若い世代が年金世代を支える仕組みになっています。

私たちが納める国民年金保険料が今のお年寄りの生活を支え、私たちが年老いたときには、次の世代の人たちが納める保険料によって支えられる、国民全体の支え合いの制度です。

あなたとあなたの家族にとって、大切な保険料です。保険料を納め忘れると、将来受ける老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。

また、万一の事故や病気などで障害者になってしまったときに支払われる障害基礎年金や、不幸にも亡くなられたときに支払われる遺族基礎年金を受けることができなくなる恐れがあります。

あなたとあなたの家族に大切な保険料納付です。忘れずに納めましょう。

保険料の納め忘れを防ぐために、便利で確実な保険料の口座振替や、お得な前納制度もあります。くわしくは、住民課国民年金係に問い合わせください。



あっ! 忘れた...



放っておくと...



納めて安心!

国土利用計画法の届出制度が変わりました

—10月は土地月間—

事前届出制から事後届出制への移行

大規模な土地について、売買などの取引をした場合には、契約締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。

=事後届出制Q & A=

Q 1. 事前届出制が事後届出制になったということですが、どんな場合でも、事後に届け出ればよいのですか。

A. 従来は、大規模な土地取引を行おうとする場合には、契約の締結前に届出が必要でしたが、今後は、契約の締結後に届出をしてください。

事後届出制は、平成10年9月1日以降に締結される契約に適用されます。

Q 2. 届出事項と、届出の必要な土地取引について教えてください。

A. 届出事項については、①契約当事者の氏名・住所等、②契約締結年月日、③土地の所在及び面積、④土地に関する権利の種別及び内容、⑤土地の利用目的、⑥土地に関する権利の対価の額などです。

届出の必要な土地取引については、従来と同様で、一定面積以上^{※1}の土地について、土地に関する権利^{※2}の移転または設定をする契約(土地売買等の契約^{※3})を締結した場合に、届出が必要です。

※1 一定面積以上

●都市計画区域以外の区域：10,000㎡以上

※2 土地に関する権利

●所有権、地上権または賃借権 ●売買予約完結権等左記の権利の取得を目的とする権利

※3 土地売買等の契約 (対価を得て行われる土地に関する権利の移転または設定をする契約)

●売買契約、売買予約契約、権利金をともなう賃貸契約、交換契約等

※一定面積以上の土地について売買などの取引を行った場合に届出が必要です。

Q 3. 届出は誰が行うのですか。

また、届出はいつまでに、どこで行えばよいのですか。

A. 届出者は、事前届出では取引の当事者(売買の場合、売主と買主)でしたが、事後届出制における届出者は土地の取得者(買主)のみとなります。

届出は、契約(予約を含む)を締結した日から起算して2週間以内に、土地の所在する市役所・町村役場に届け出てください。

※伊方町内の土地の場合、取得者が2週間以内に役場企画財政課へ届け出なければなりません。

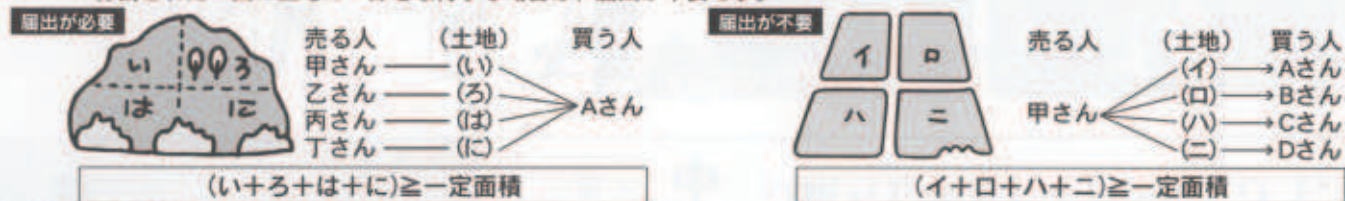
Q 4. 一団の土地については、届出が必要ですか。

A. 個々の面積は小さくても、合計すると一定面積以上となるような一団の土地の取引については、従来は、一団の土地を分割して売る場合、買う場合とも届出が必要でしたが、事後届出制においては、分割された一団の土地の一部を取得する場合(造成された分譲宅地の1区画を取得する場合等)には届出が不要です。

一団の土地を分割して買う場合には、これまでと同様に届出が必要です。

※合計すると一定面積以上になる一団の土地を分割して買う場合は届出が必要です。

分割された一団の土地の一部を取得する場合は、届出が不要です。



Q 5. 届出書に添付する書類として何が必要ですか。

A. 届出書には、①土地の位置を明らかにした地形図、②土地及びその付近の状況を明らかにした図面、③土地の形状を明らかにした図面、④土地売買等の契約書の写しを添付してください。

Q 6. 届出をしたあとは、どうなりますか。取引価格について勧告されることはあるのですか。

A. 届出を受けた知事(市長)が、取引価格について指導、勧告等をすることはありません。しかしながら、土地の利用目的については審査を行い、その利用目的が、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合には、利用目的の変更を勧告することがあります。また、土地の利用目的について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、必要な助言をすることがあります。勧告にしたがわない場合には、その旨及びその勧告の内容を公表されることがあります。

勧告は、届け出てから3週間(審査期間の延長通知があった場合には、延長された期間)以内に行われます(審査期間は最長でも6週間です)。

※利用目的が不適切な場合は勧告され、従わないときは、公表されることがあります。

⚠届出をしないと…

◎法律で罰せられます。

事前であっても事後であっても届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

◎税法上の特典が受けられなくなることがあります。

届出をしないで、一定の宅地造成業者に土地等を譲渡した場合には、

①優良住宅地の造成等のための長期譲渡所得の課税の特例や、

②特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除

などの税法上の特典を受けられなくなることがあります。

児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当は、現在、母子で生活されている方等に対して支給される手当です。

手当の支給を受ける方等の所得が一定額以上ある場合には、手当の全部または一部の支給を停止することとされています。平成10年8月以降の月分の手当の支給に関する所得制限については、別表のとおり改正されましたのでお知らせします。

なお、児童扶養手当の所得制限の適用は、収入額より各種の控除を引いた所得額で決定します。したがって、母子2人で生活していて、収入が300万円を越えている場合でも各種の控除（例えば寡婦控除が該当すれば35万円）の適用により、手当を受けられる場合もあります。

また、このたびの制度改正により、未婚の母子の方で児童が父親に認知を受けた場合も引き続き手当を受けることができるようになりました。

現在、未婚の母子の方で児童が父に認知をされ、手当を受けられていない方は、9月中に認定請求を行うと10月分の手当から支給されます。

くわしくは、役場保健福祉課へ問い合わせください。

児童扶養手当所得制限の限度額

(単位：円)

扶 養 親 族 等 の 数	本 人				孤 児 等 の 養 育 者 配 偶 者 扶 養 義 務 者		
	全 部 支 給		一 部 支 給		収 入 額	所 得 額	
	収 入 額	所 得 額	収 入 額	所 得 額			
平 成 10 年	0	1,108,000	458,000	2,457,000	1,540,000	3,625,000	2,360,000
	1	2,048,000	904,000	3,000,000	1,920,000	4,100,000	2,740,000
	2	2,651,000	1,326,000	3,543,000	2,300,000	4,575,000	3,120,000
	3	3,254,000	1,748,000	4,025,000	2,680,000	5,050,000	3,500,000
	4	3,825,000	2,170,000	4,500,000	3,060,000	5,525,000	3,880,000
	5	4,353,000	2,592,000	4,975,000	3,440,000	6,000,000	4,260,000

(注) 1. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、上記の額に次の額を加算した額とする。

(1) 本人の場合は、

① 老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき……………10万円

② 特定扶養親族1人につき……………15万円

(2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)……………6万円

2. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

忘れていませんか？ 台所の火の元チェック

スイッチをひねるだけで火がつく便利なガスコンロ。天ぷら鍋が温まる時間を有効に使おうと思い、つい電話に、テレビに、子供の世話などに台所を離れることはありませんか？ちょっとした油断で、「憤れた火」もあなたの貴重な生命や財産を一瞬にして奪ってしまいます。つい忘れがちな「台所の火の元チェック」、今一度行ってみましょう。

あなたの台所は大丈夫？

火災を防ぐポイントについて、日頃、十分に実行していると思う項目をチェックしてみましょう！

- コンロのホースが炎に近すぎませんか？
- コンロのホースが古くなっていませんか？



- コンロの周りに燃えやすいものはありますか？



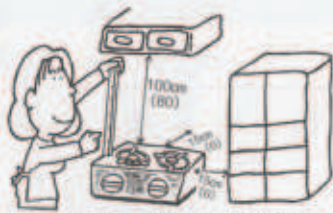
- 使用後、いつも元栓を閉めていますか？
- 使っていない元栓にゴムキャップはついていますか？



- 電話や来客応対に出るときは一旦火を消していますか？
- ところ火なら大丈夫と思っていませんか？



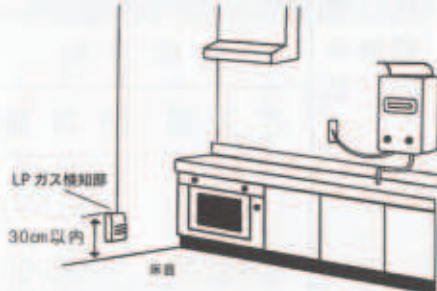
- コンロのすぐ上や横に木製の棚はありませんか？



()内は不燃物で有効な仕上げをした場合の距離

- コンロを木製の台の上で使用していませんか？
- コンロの下に新聞紙など、燃えやすいものを敷いていませんか？

- ガス漏れ警報器は適切に設置されていますか？



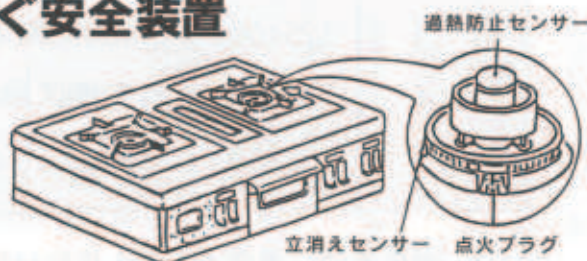
ガス事故を防ぐ安全装置

1. 立消え安全装置

煮こぼれや風などで火が消えると自動的にガスを止めます。

2. 過熱安全装置

なべの異常な温度の上昇を感知し、自動的にガスを止めます。



※ガスコンロの買い替えを考えておられる方は、この2つの装置のついたガスコンロを購入することをお勧めします。

消火器の訪問販売に注意!!

最近、消火器の訪問販売によるトラブルが多くなっています。トラブルの多くは、「法的に強制するような言動」や「いいかげんな点検や薬剤の詰め替え」で適正価格より法外なお金を取られたものです。

これらについては

- ① 家庭に消火器を置かなければならないという、法的な義務はありません。
- ② 消防職員が消火器を販売したり、業者に依頼したりすることはありません。



ということを知っておいてください。消火器の訪問販売が各家庭を訪れたときは、その場ですぐに消防署第二分署 (☎36-3119) までお問い合わせください。

八幡浜地区消防署 第二分署

— ひら いま拓く 豊かな伊方 ゆめ・未来 —

『きなはいや大賞』に松村さん(2年連続)

|| きなはいや伊方まつり98フォトコンテスト ||

☆ふれあい大賞

「捕まえちゃったよ!」

大久保重義(八幡浜市)

「ちびっこ堂々太鼓」

水内 順一(八幡浜市)

☆たのしいで賞

「Vサイン」

大久保重義(八幡浜市)

「太鼓楽しいなーあ!」

木網 武雄(八幡浜市)

「チャンコづくりの

おすもうさん」

「大漁だあ」

松村吉三郎(八幡浜市)

「ガッツポーズ!!」

矢野佐一郎(中 浦)

☆イベント賞

矢野佐一郎4点

(中 浦)

木網 武雄2点

(八幡浜市)

佐々木政明2点

(保内町)

白石登美男2点

(長浜町)

米田 吉雄2点

(八幡浜市)

井上 雄次(北条市)

大久保重義(八幡浜市)

武内 勇雄(宇和町)

松村吉三郎(八幡浜市)

藤堂 三郎(保内町)

松本 章一(宇和町)

水内 順一(八幡浜市)

松村 関子(保内町)

☆モデルになったで賞

「太鼓楽しいなーあ!」

稲田 春花(仁田之浜)

「チャンコづくりのおすもうさん」

浜中 壽子(中之浜)



歳時記



秋、涼風とともにどこからともなく現れて、スキの原や、コスモスの花の上を群れをなして飛び交う赤トンボ。まさに、秋の風物詩です。

赤トンボ

赤くて、小型のかわいらしいトンボを、ふつう赤トンボと呼んでいます。ところが動物園鑑や事典などで赤トンボの項を見ると「アカネトンボ」とか「アカネトンボのある種類」など出ています。アカネトンボにもいろいろな種類があるようです。

通称赤トンボというのは、アカアカネのことのようです。春から初夏にかけて、平地の水田などで羽化。そのときは黄色味を帯びた橙色で、それが高い山に行つて夏を過ごし、涼しくなると赤く変色して低地に戻ります。特徴として、風に向かって群れをなして飛ぶ習性があります。赤トンボは秋の風物詩



豊予海峡ルート 推進ヨットレース大会 10月10日に開催

愛媛県をはじめ西瀬戸7県と関係の経済団体で構成する「豊予海峡ルート推進協議会」では、佐田岬と佐賀関を結ぶ豊予海峡ルートの早期実現に向けて、地元気運を醸成するとともに全国に豊予海峡ルートをアピールするため、来たる10月10日(土)に豊予海峡を横断するヨットレースを開催します。

ヨットレースには、愛媛、大分をはじめ四国、九州の各県からヨット愛好家が多数参加し、秋空の豊予海峡で華麗なレースを展開します。

午前9時30分に大分県の佐賀関をスタートしたヨットは、2時間から4時間程度でゴールとなる三崎港にフィニッシュの予定です。

〇問い合わせ先

愛媛県庁内 豊予海峡ルート推進ヨットレース大会実行委員会事務局
(愛媛県企画環境部交通対策課内) TEL(089) 934-6898



第8分団(川永田)、3位入賞 県消防操法大会

9月6日(日)、松山市で愛媛県消防操法大会が開催され、本町から第8分団(川永田)が出場しました。

その結果、小型ポンプの部で第3位に入賞しました。出場選手は次のとおりです。

- | | |
|-----|-------|
| 指揮者 | 菊池 嘉起 |
| 1番員 | 岡元雄一郎 |
| 2番員 | 宇都宮博之 |
| 3番員 | 梶谷 弘雄 |
| 補助員 | 篠澤 仁人 |

第4回中学生海外派遣団ホームステイ体験記①

新しい家族との思い出

伊方中学校3年 中川 貴美子

ホストファミリーに会った8月1日は、記念すべき日です。その日は緊張と不安がいっぱいでなかなか話しかけられませんでした。けれども、2日目からはホストファミリーの優しさと明るさのおかげでいつの間にか緊張がほぐれ、不安もなくなっていました。



その日から、夜寝るのはいつも2時頃でした。ニコール、メーガンと遅くまで話をし、眠気なんてこれっぽちも感じませんでした。笑い声は部屋中に響きました。話好きな家族だったので、言葉で困ったことはあまりありませんでした。分からないことがあれば、すぐに辞書を持ってきて調べてくれました。辞書を使ってニコールとメーガンに英語を教えてもらうのと引き換えに日本語を教えて上げました。

「ありがとうございました」や「こんにちは」はすぐに覚え、少し難しい「どういたしまして」や「だいじょうぶですか」までも少しずつ覚えていました。覚えてから毎日使って話しかけてくれて嬉しかったです。

私も今まで知らなかった英語を聞くことによって覚えることができ、苦手な発音も少しずつ克服することができました。

お別れの日が近づいてくると同時に、「もっといたい。もっと話したい。」と思うようになりました。お別れの日には、「日本に帰りたい。出来ればここにいたい。」とさえ思いました。

最後に、笑顔でお別れしてくれたジェフとシェーン、空港まで一緒に来てくれたベギーとニコールとメーガン、みんなとても素晴らしい私の家族です。

ニコールとメーガンは来年の夏、日本に来るそうです。その日を楽しみに待っています。

かけがえのない思い出

伊方中学校3年 松本 千工

アメリカの第一印象は、「大きい」です。人も家も町もほとんどがです。私たちのホームステイは、すごく心に残る思い出になりました。慣れない英語、慣れない環境、慣れない食べ物、それがなぜか私たちに合っていて、いつの間にかアメリカに溶け込んでいました。毎日がとても充実していて、気づけば十日間があつという間に過ぎていました。

私が、お世話になったカーティス家を紹介します。父のジェフ、母のベギー、同じ年のニコール、妹のメーガン、弟のシェーンと馬、猫、犬、うさぎ、スカククの大家族です。

アメリカの乗りで初日から仲良くなり心配など全くありませんでした。家の周りは、とうもろこし畑が広がっていて庭には、大きいタイヤのブランコや遊び道具がたくさんあります。

ニコールの誕生日会は、同じ年くらいの友達がたくさん集まり、ジェフが作ったバレーコートで裸足になりバレーを楽しみました。

チューピングでは、浮き輪に乗ってミシシッピ川を三時間下り、日焼けをしました。遊園地に行き絶叫マシンに乗り、夜10時くらいまで遊びました。ベギーの働いているスーパーでフェイスペイントをしましたが、さすがに顔に書く勇氣はありませんでした。ニコールが通う高校の見学で色々な所を案内してもらいましたが、広すぎて疲れました。シェーンがする



ホッケーは小さい子供ばかりなのにとてもうまくて驚きました。

他にも色々な所に行ったり、人の優しさ、温かさを学びました。これらは全て、私の大切な思い出です。

英語では、伝えられない事もあったけど、ホームステイの邪魔にもならなかったし、相手もそれなりに分かってくれて、「1998年の夏」私は、かけがえのない大切な思い出を作りました。

もう一度アメリカ、レッド・ウィングに行くつもりです。その時が待ち遠しいです。

共同募金
赤い羽根募金
10月1日～12月31日



今年も皆様のご協力を!

今年も10月1日から共同募金運動が始まります。

皆様から寄せられた寄付金は、皆様の住む地域の一人暮らしのお年寄り、体の不自由な人など、さまざまな手助けを必要としている人を対象に幅広く役立てられています。

皆様の温かいご協力をお願いいたします。

|| お礼 ||

滋賀県草津市にお住まいの松田勝彦さん(川水田出身)から1万円。

大阪市旭区にお住まいの益田マキ子さん(鳥津出身)から1万円。

兵庫県尼崎市にお住まいの渡邊民子さん(仁田之浜出身)から1万円。

それぞれ広報編集費用にとご寄付いただきました。

紙上から厚くお礼申し上げます。

町内の交通事故

(9月1日現在)

発生件数	10件
(8月)	5件
負傷者数	14人
(8月)	10人

平成9年中に75歳以上の運転者が起こした交通事故は、約9400件で、平成元年と比べると約3倍になっています。

道路交通法の改正により、運転免許証の有効期間が満了する日の年齢が75歳以上の方は、運転免許証を更新するためには、高齢者講習を受けなければならないことになりました。

伊方・町見駐在所

平成10年9月1日現在
世帯数 2,563世帯 (-2世帯)

人の動き

人口	7,138人 (-9人)
男	3,453人 (-11人)
女	3,685人 (+2人)

えんむすび

(8月受付分)
氏名 本籍地

お誕生おめでとう
よい子に
育ってください
(8月受付分)
保護者 続柄 児名

集団密入国者激増～おかしいと思ったら110番～

全国の集団密航発生状況

◇平成7年	13件	324人
◇平成8年	29件	679人
◇平成9年	73件	1,360人
◇平成10年	25件	525人

- ### 密入国者発見にご協力を!
- 道順や駅等を尋ねる不審な外国人
 - 服装や態度のおかしい外国人
 - 海岸部に駐車している不審な保冷車、幌付き車両
 - 見慣れない不審な船



八幡浜警察署 22-0110
八西地区沿岸警備協力会

おくやみ

(8月受付分)
死亡者 年齢 住所

※広報に載せて欲しくない人は、事前にお知らせください。

10月の納期

- 町・県民税 (第5期)
- 固定資産税 (第5期)
- 国民健康保険税 (第5期)

わたしたちの街に 新しい発見

ふ♥れ♥あ♥い

いかた

●教育だより

(発行)伊方町教育委員会 (編集)生涯学習課 (印刷)(株)豊豫社

やったぜ! 世界大会出場



ペタンク日本代表の堀内さん、吉田さん(スウェーデン大会)

今月の主な紙面

- 管内スポレク際'98 ●同和教育シリーズ
- ペタンク世界大会 ●俳句・短歌
- 在日中国雑技団公演 ●図書室だより
- スポセンだより ●口碑と立ちばなし

毎月第2日曜日は「家庭の日」です。

10月のテーマ

"読書に親しもう"

(実践方法)

○家族みんなで読書を楽しみ、その感動を話しあったり、本の読み方や選び方等について話し合おう。

郡体育祭カメラルポ

八月三十日、保内中学校をメイン会場に第十八回西宇和郡体育祭が開催されました。本町からも9種目にエントリー、熱戦を繰り広げました。結果はソフトボール30代、バドミントン女子、卓球女子が優勝を決める等、好成績を納めました。



ナイスバッティング



アタック



女子バレー1部



フォームも決まって



セーフ



優勝の女子卓球



堂々の入場行進

- 試合結果
- バレーボール女子一部 一回戦 伊方0 (8-21) 2三瓶
 - バレーボール女子二部 一回戦 伊方0 (12-21) 2保内
 - 卓球男子 一回戦 伊方0-5三瓶
 - 卓球女子 一回戦 伊方3-2三瓶
 - ソフトテニス 一回戦 伊方1-2三崎
 - ソフトボール30代 一回戦 伊方8-5保内
 - ソフトボール壮年 一回戦 伊方8-14保内
 - バドミントン男子 一回戦 伊方2-1三崎
 - 二回戦 伊方2-1瀬戸
 - 決勝 伊方1-2保内
 - バドミントン女子 一回戦 伊方2-10三崎
 - 決勝 伊方2-10保内



優勝のバドミントン女子



スマッシュ



中国雑技団満員の観衆を魅了

九月十二日、中央公民館大ホールで在日中国雑技芸術団伊方町特別公演が開催されました。当日は、約700人の観衆の前で世界トップクラスの技を披露、満員の観衆をハラハラ、ドキドキさせました。

綱引き県大会で2位

伊方町青年団協議会は、8月29・30日に開催された、愛媛県青年大会に西宇和郡代表として、綱引きに出場しました。

29日(土)、中央青年の家体育館において、八幡浜市に惜敗したものの、見事、準優勝に輝きました。



ペタンク世界大会に参加して

日本代表初の一勝もぎとる

七月三十日から三日間スウェーデンの主都ストックホルムに世界二十五カ国の選手が参加し、ペタンクの世界大会が開催されました。この大会に本町から古田さん、堀内さんが日本代表として選ばれこの程帰国されました。世界大会の感想を聞いてみました。

古田 ふさみ

開会式の後抽選会があり、初めての試合になりました。中田キャプテンの指示のもと、海外での試合の始まりです。先取点が良いところまでは点が取れるのですが、最後の結めで点が入らず負ける試合がほとんどでした。まずは一勝に向かっただけの気力でイスラエルに十三対六で勝ちました。とにかくうれしくて、みんな泣き笑いで顔はくしゃくしゃでした。各国のサポートの入り込み、会場の人たちのあまり手を振って応援しました。

世界のレベルは高く、ブロンズ、ファイナルでは息詰まるような試合ばかりでした。大会では日本と違い二時間、三時間もかかる長いゲームがあり大変でした。会場の前のデパートの前では、子ども達がペタンクを楽しんでいました。日本では考えられない光景です。それも小さい時からの生活習慣の違いでしょうか？又、町の中はゴミ一つ落ちて無く見事なくらいきれいでした。

今後ともペタンクを通して、みんなが勝つても負けても和気合いいいと楽しくゲームし、健康づくりに努めたいと思います。伊方町の皆様をはじめ、多くの皆様、誠にありがとうございました。

堀内 ミチ子
この度、第六回レディイス世界選手権大会(スウェーデン)に出場させていただき、大勢の皆様の絶大なご支援をいただきありがとうございます。今大会に臨んで、感じたことは入場式の時各国紹介の折「ヤス子中田、ミチ子堀内、フサミ古田ジヤパン」とアナウンスされた時、



すぽせんだより

～参加者募集～

ウォーキング教室

肥満や生活習慣病の防止、ストレス解消などの効果が期待できます。

期 日/10月13日(火曜日)
時 間/13:30～15:00
場 所/伊方スポーツセンター2階ロビー集合
指導者/スポーツセンターのインストラクター(健康運動実践指導者)
費 用/無料
内 容/正しいウォーキングの仕方
ウォーキングの実践:雨天時(スポーツセンター内アリーナ)
持参するもの/運動のできる服装



スポセン利用時間のお知らせ

- ◇卓球場・トレーニングルーム▶9:00～21:30
- ◇スポーツセンター内プール▶9:00～21:00

※毎週月曜日と、月曜日が祝日の場合のみ、火曜日が休館日となります。

くわしいお問い合わせは下記にご連絡下さい。

伊方スポーツセンター ☎38-0776
☎38-1100
生涯学習課 ☎38-0211



世界25ヶ国から参加



熱戦を繰広げる

初めて実感が湧いてまいりました。緊張の中気持の引き締まる思いでした。試合では、日本の大会では見たこともない技の競い合いで、私も未熟ながらも世界のレベルに挑戦いたしました。日本からのレディイス大会出場は今回が三度目ですが、この大会においては対

戦相手国のイスラエルに一勝しました。これは日本勢初勝利との事で、改めて感動とご支援をいただいた皆様に対してこの上ない報告の出来事であることを誇りに思います。私にとってペタンクは生涯スポーツの一つとしてこれからも練習に励み、健康的な生活を送りたいと思います。

ミセススクール開講

九月九日(木)、町見公民館で町見ミセススクール開講式が行われました。

当日は救急の日(九月九日)にちなんで八幡浜消防署第二分署員の指導で救急そ生実技講習を行いました。

ダミー人形を使い人工呼吸や心臓マッサージに挑戦しました。

学級生らは、人形の気道を確保し、鼻をつまみながら人工呼吸したのが肺まで思うよう



に空気を送り込めず四苦八苦。生命の尊さを真剣に学んだ一日となりました。

同和教育シリーズ⑩

社会事象から

同和問題を考えよう

21世紀は「人権と環境の世紀」と言われ、両方ともグローバルな視野に立って取り組みがなされています。人権・環境問題ともに、私たち人類にとって大切なものです。環境問題では「環境ホルモン」(内分泌攪乱化学物質)がクローズアップされています。特にダイオキシンなどは有害物質として有名です。日常生活の中で微量ながら身体に取り込まれ蓄積されるということで、学校や家庭用の焼却炉が姿を消しています。ごみは、私たち人類に様々な警告を発しているのかも…

人権についても同じようなことが言えるのではないのでしょうか。現代はあからさまに差別をしたり、人権を無視するというようなことはないかも知れません。そのため、「もう差別(同和問題)は無くなっている」という意見もあります。

果たしてそうなののでしょうか?

現実には「差別の意識」が心の隅に蓄積し、知らず

知らずに心を触れているかも… 煙や大地のなかに埋まったダイオキシンのごとく、薄められ、目に見えなくなっていますが、まぎれもなく子どもたちに多大な影響を与えています。

昨今、青少年の事件等が頻発し、そのエスカレートぶりは驚愕するばかりです。そしてまた、無差別の劇薬・毒物による事件等々、確実に人の心は病んでいます。人を差別することは、飲料物に劇薬・毒物を混入する行為と変わらないのではないのでしょうか。

本シリーズを通していつも言っていますが、同和教育は「人としての生き方を学ぶ」ことであり、より自分を高めていくことです。「自分の存在を認め、他人にも認めてもらいたい。」と言うことは、「他人を認める」ことです。「人間の心に差別をする心がある限り、同和問題は残る」というような、あきらめの行為は改める必要はないのでしょうか。

俳句クラブ

油蟬たたみかけては長鳴きす	明神 儀弘
青樹海白銀残る富士の嶺	上田 益男
風鈴の音聞く初孫抱き上げて	二宮寿賀子
夏の雲鋒先天へ木曾の杉	松坂 正子
空蟬が石垣確と爪立てて	池田 君子
門灯に玻璃戸に蟬の体当り	井上まさを
潮浴びの白き足裏ひるがへし	門田 千枝
味噌糍香れる夜のちらわ虫	山崎 美喜
心経に今日もはじまる秋の風	林 まさ
掬ひたる湧き水うまし蟬時雨	井上 良枝
朝憲の基礎と成りうる曼珠沙華	林 忠也
新涼や動くベッドに安けき夜	藤井みらよ
本丸を映して堰の水澄める	井上 泰行
秋立つやさしいな文字の便り来る	上田サチエ
夢は夢で終りぬ白き百日紅	土居 信子
玻璃に影大きく映し秋の蝶	波辺日出子
葡萄待客へバケツの水	中野美代子
原子爐の展望台に群れ蜻蛉	阿部はなえ
海わたる風の秋めく一里塚	桜谷たまき
一見し鱸と分る洪の女	稲月シゲ子
豆腐屋の機械がはずむ秋早	菊池ましえ
長老の踵嚙に輪が廻る	篠川 勝子
神木の瘤に宿れる花八つ手	木戸 悦子
てのひらに慈雨うけ夜の天仰ぐ	梶谷 芳久

□碑と立ちばなし⑥9

伊方町民憲章碑 — 湊浦 —

伊方町民憲章碑は、伊方町民会館の正面玄関より左側の植え込みの中に建立されている。美しく磨きぬかれた自然の巨石の正面には、次のように揮毫されている。

第一に憲章碑の上部には、いかたの「い」をデザインした町章が彫刻されている。

第二には町民が理想として定めた、いちばん大切な原則が記されている。

町民憲章

私たちは、伊方町民であることに誇りをもち、生きがいと魅力ある町づくりをめざすため、この憲章を定めます。

一、健康で働くことに喜びをもち、豊かなまちをつくりまします。

一、ふれあいを大切にし、明るく楽しいまちをつくりまします。

一、自然を愛し、緑豊かな美

しいまちをつくりまします。

一、きまりを守り、安全で平和なまちをつくりまします。

一、教養を高め、文化の香り高いまちをつくりまします。

また、憲章碑の台座には「町制施行四十周年記念制定」「平成七年三月建立」と筆致されている。思い起こせば、昭和三十年（一九五五年）、伊方村と町見村が合併して伊方町



が誕生した。

平成七年三月二十六日(日)に、町制施行四十周年記念式典が挙行され、平成六年の夏から秋に公募された「町章」「町民憲章」「キャッチフレーズ」の最優秀作品が発表され、制定されたのである。

さらに、新たな出発の年となった。一 千秋万歳

秋の気配が、日増しに感じられるようになりました。雨不足が案じられますが、如何お過ごしでしょうか。

九月になり、図書室は急にひっそり静かになりました。子ども達の声が聞こえなくなると、やはり寂しいものです。

図書室だより

慌かて本を借りていったけれど首尾よく読書感想文は書けたらうか、自由研究は上手くまとまったのだ

ろうか、と思い巡らせています。夏休みに借りた本を返しに

来たらそれっきり、じゃなく度々来て欲しいな。「本を読むって結構面白い。」と思ってくれた子はいないかしら。

今、子ども達は映像文化の洪水の中にいます。好んで活字文化を選択する者は、稀でしょう。

活字を読む行為は、努力を要します。簡単、便利、気軽さを求めるこの時代性の対極にあります。が、見えないものを想像し、時間をかけて考

短歌クラブ

わが祖の名もきまらるる地藏尊社によせられしづまりいます
宇都宮すみ

屋形舟に友等と腋川くだりつつ昼餉の宴に歌ひ興じる
武田美生子

箒目に行き届きたる宇佐参道新緑木下友にしたがふ
梶谷千代子

山肌を深く削りて続き行く高速道路は陸橋に接ぐ
松坂 正子

葉のこはれ小燕三羽下に落つ寄りつ離れつ親は飛びある
是沢美那恵

去年の夏夫と見上げしこの花火今宵は甥と黙して眺む
岡山 綱子

戸を開けてやさしむ夜の風の中湯布院みやげの風りんのみる
梶田ミヨ子

ライン下りの早瀬の流水波しぶくひとときの驟雨に心はさわぐ
菊池朱見子

える力を培います。

そこから、自分のことを見つめ、周りの人のことに

思い到る、今のことを考え、明日のことに想いを馳せる姿勢も生じて来る様に思うのです。

死語になりつつある「燈火親しむべき候」ですが、あなたの心に響く一冊を探してみませんか。

いつも、ずっと……

読書週間



'98. 10月

くらしのカレンダー

11月						
日	月	火	水	木	金	土
①	2	③	4	5	6	7
⑧	9	10	11	12	13	14
⑮	16	17	18	19	20	21
⑳	㉑	24	25	26	27	28
㉒	30					

●…教育 ■…保健 ☆…衛生 ○…その他

月日曜	行事	月日曜	行事
10/1(木)	●第41回伊方町小学校陸上競技大会(町民グラウンド) ■リハビリ教室(保健センター13:00~15:30) ☆不燃物収集日(大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦) ☆有害ゴミ(乾電池等)収集(町内全域)	17(土)	秋祭り
2(金)	●軽スポーツ講習会(町民グラウンド18:30~) ■心のふれあい運動会(保内町勤労者体育センター12:30~15:45) ☆不燃物収集日(河内、小中浦、中浦、川永田、有寿楽地区)	18(日)	■健康と福祉のつどい'98(町民会館12:30~)
3(土)	☆不燃物収集日(豊之浦、九町地区)	19(月)	
4(日)	●管内スポレク祭'98(八幡浜市) ●久保地区同和教育懇談会(西久保集会所13:00~)	20(火)	■三種混合予防接種(保健センター10:30~11:00) ■三種混合予防接種(九町診療所13:15~13:30) ☆空缶収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区) ○入権相談(町見公民館13:00~16:00)
5(月)	●まちづくり講演会(中央公民館13:30~15:35) ☆不燃物収集日(二見地区、九町越)	21(水)	☆空缶収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ○心配ごと相談、行政相談(町見公民館13:00~17:00)
6(火)		22(木)	■生き生きクラブ(ワークいかた13:30~15:30) ☆発泡スチロール収集日(町内全域)
7(水)	○心配ごと相談(町民会館13:00~17:00)	23(金)	☆空ビン収集日(川永田、豊之浦を除く伊方地区) ○給食サービス(二見公民館、町民会館13:00~17:00)
8(木)		24(土)	☆空ビン収集日(川永田、豊之浦、町見地区) ○ちよくちよく市(きらら館10:30~)
9(金)	■栄養学級⑦(二見公民館9:30~13:00)	25(日)	
10(土)	🏆 体育の日 ●町民運動会(町民グラウンド、旧町見中グラウンド)	26(月)	
11(日)		27(火)	■乳児健診(保健センター10:00~10:30)
12(月)		28(水)	■栄養学級⑧(二見公民館9:30~13:00) ■家族教室(保健センター10:00~12:00) ○税の徴収(向公民館9:30~12:00)
13(火)	■家庭介護教室(JA伊方支店13:00~15:00)	29(木)	■なかよし広場(保健センター9:30~11:30) ■育児相談(保健センター13:00~14:00) ○税の徴収(大成老人憩の家9:30~12:00) ○税の徴収(町見漁協島津支所13:00~15:00)
14(水)		30(金)	○税の徴収(豊之浦集会所9:30~14:00)
15(木)		31(土)	
16(金)	■リハビリ教室(保健センター13:00~15:30) ☆不要品回収日(役場・町見支所で受付)	11/1(日)	

体育の日 10月10日 スポーツにしたいしみ、健康な心身をつちかう日

●制定の由来

「スポーツにしたいしみ」とは、スポーツを見たり、聞いたり、読んだりすることではなく、みんなでスポーツをしようということです。この体育の日は、昭和39年に開催されたオリンピック東京大会の輝かしい成果と感激を記念し、また、これによって体育の重要性についての認識を深め、国民が一層健康や体力の増進につとめ、ひいては明るく住みよい社会を建設することを願って制定されました。また、国や地方公共団体については、国民が地域や職場でスポーツに対する意欲を高揚するような行事を実施することをその役割とされています。